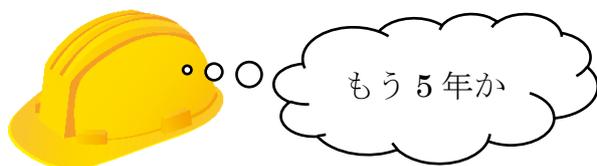


玉掛け業務従事者(有資格者)の安全衛生教育(再教育) 【ご案内】



札幌労働基準協会

労働安全衛生法(第60条の2第2項)では、玉掛け業務従事者の方々に対しては、定期的に(概ね5年ごと)安全衛生教育(再教育)を行うよう努めなければならないと定められています。

このたび厚生労働省のカリキュラムに基づき標記講習会を開催いたします。

- 1 受講対象 玉掛け業務従事者(資格を取得して概ね5年を経過している者)
- 2 日 時 令和6年10月22日(火) 9:50~16:20
(受付開始は9時20分から)
- 3 場 所 北海道トラック総合研修センター(駐車場はありません)
札幌市中央区南9条西1丁目1-10 (TEL011-531-2215)
(地下鉄南北線 中島公園駅下車 徒歩3分)

4 受講料

	受講料	テキスト代	合計(税込)
一般	9,900円	1,815円	11,715円
会員	7,700円	1,815円	9,515円

(会員:札幌労働基準協会会員)

5 講習科目

	科 目	概 要	時間
学 科	1 最近の玉掛用具等の特徴	(1)玉掛用具等の構造上の特徴 (2)クレーン等の安全装置の特徴	1時間
	2 玉掛用具等の取扱いと保守管理	(1)玉掛作業の安全 (2)玉掛用具等の点検・整備	2.5時間
	3 災害事例及び関係法令	(1)災害事例とその防止対策 (2)労働安全衛生法令のうち玉掛けに関する条項	1.5時間

裏面へ

6 申込方法

- (1) 下記の「受講申込書」に「玉掛け技能講習終了証のコピー」を添付し、郵送またはFAXでお申込み下さい。

(申込先) 札幌労働基準協会 〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目 37 山京ビル 2F TEL011-757-0340 FAX011-757-1803

- (2) 「受講票」が送付されましたら、受講料・テキスト代を下記の口座に振込願います。(送金手数料は、貴社のご負担でお願いします。)

(北洋銀行北七条支店 普通 930447 口座名 札幌労働基準協会)

7 その他

- (1) 受講当日欠席の場合は、受講料を返金いたしませんのでご了承下さい。
(2) 講習会場には食堂及び駐車場がありませんので特にご留意願います。
(3) 受講者が10名に達しない場合講習を中止する事がありますのでご了承下さい。

玉掛け業務従事者安全衛生教育受講申込書

※受講番号 _____ 番

氏名 (フリガナ)	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生
現 住 所	〒
修了証発行先	
修了証発行年月日	昭和 年 月 日 平成
修了証番号	第 _____ 号

(受講者が2名以上の場合は申込書をコピー願います)

令和 年 月 日

会員・非会員	○印を付けて下さい
--------	-----------

事業場名

□□□-□□□□

所在地

電話番号

札幌労働基準協会長 殿

(FAX : 011-757-1803)